

2 供用開始する期日 平成16年9月22日

熊本県告示第948号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ホームヘルプサービス こみゆ 下益城郡松橋町曲野 1227	特定非営利活動法人 えんぱ	平成16年9月1日

公 告

熊本県公告第741号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づく処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成16年9月6日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社垣添溶接工業
芦北郡芦北町大川内 916 - 6
代表取締役 垣添 正見
熊本県知事許可（般 - 13）第12079号
 - (2) 高岡住建有限会社
芦北郡芦北町白岩 34 - 8
代表取締役 高岡 俊光
熊本県知事許可（般 - 11）第07827号
 - (3) 有限会社彩光社
水俣市ひばりヶ丘 1 - 23
代表取締役 山田 数馬
熊本県知事許可（般 - 12）第07065号
 - (4) ケイエムホーム
八代市二見赤松町 55 - 2 - 1
代表者 松永 慶陽
熊本県知事許可（般 - 11）第14766号
- 3 処分の内容
建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成16年7月30日付けで公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
このことが、建設業法第29条の2第1項の規定に該当すると認められる。

熊本県公告第742号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から30日以内に申し出ること。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社徳幸建設
熊本市桜木 4 - 10 - 54
代表取締役 村上 昭徳
熊本県知事許可（般 - 12）第02418号
 - (2) 三協舗装有限会社
熊本市上南部 3 - 4 - 5

- (3) 代表取締役 藤原 孝
 熊本県知事許可(般-12)第08301号
 株式会社マツモト電設
 熊本市新大江3-14-85
- (4) 代表取締役 松本 重盛
 熊本県知事許可(般-12)第00416号
 有限会社栄通信
 熊本市出水6-32-29
- (5) 代表取締役 湯藤 勲
 熊本県知事許可(般-12)第13703号
 有限会社和建
 熊本市神水2-2-27
- (6) 代表取締役 吉川 和男
 熊本県知事許可(般-14)第15309号
 平和建設有限会社
 熊本市健軍1-1-7-102
- (7) 代表取締役 杉川 明
 熊本県知事許可(般-12)第14922号
 有限会社三大建設
 熊本市神水1-24-1
- (8) 代表取締役 河村 一富士
 熊本県知事許可(般-11)第14780号
 有限会社エイアールイー
 熊本市西原1-22-40
- (9) 代表取締役 坂口 文雄
 熊本県知事許可(般-12)第12635号
 有限会社希望建設
 熊本市出水7-751-20
- 代表取締役 林田 英男
 熊本県知事許可(般-13)第11254号

2 申出先
 熊本県土木部監理課

熊本県公告第743号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づきこの旨公告する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮谷 義子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	金峰	昭和59年11月16日	平成15年12月11日	熊本県

熊本県公告第744号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づきこの旨公告する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮谷 義子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	白木・久留	平成10年9月25日	平成16年3月30日	熊本県

熊本県公告第745号

本渡都市計画事業本渡北土地区画整理事業の事業計画の変更について、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 組合の名称 本渡北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和62年9月24日から平成20年3月31日まで
- 3 施行地区 本渡市本渡町大字本戸馬場字白岩、字梶山、字中村及び字末石の全部並びに同町大字本戸馬場字川原田、字丸尾、字田島、字牛ノ首、字北原、字園田、字箱ノ水及び字江羅の各一部並びに同市今釜町並びに同市浜崎町の各一部
- 4 事務所の所在地 本渡市東浜町8番1号

- 5 設立認可の年月日 昭和 62 年 9 月 24 日
6 変更認可の年月日 平成 16 年 9 月 7 日

熊本県公告第 746 号

熊本県林業改良指導員資格試験条例（昭和 33 年熊本県条例第 18 号）第 2 条の規定により、平成 16 年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。
平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験の種類及び日程
筆記試験 平成 16 年 11 月 17 日 午前 10 時から正午まで
口述試験 平成 16 年 11 月 17 日 午後 1 時から午後 5 時まで
- 2 試験の場所
熊本県庁本館 10 階林務水産部会議室（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）
- 3 試験の方法
 - (1) 筆記試験
ア 必須科目 林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械）及び普及方法の 2 科目
イ 選択科目 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産又は林業機械のうち、受験者があらかじめ選択する 1 科目
 - (2) 口述試験
社会常識その他林業改良指導員として必要な能力等
- 4 受験資格
試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
 - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して 1 年以内に卒業見込みのもの
 - (2) 学校教育法による短期大学又は森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 10 条第 2 号の農林水産大臣の指定する教育機関において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 2 年以上に達するもの
ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
 - (3) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、前号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 6 年以上に達するもの
 - (4) 前 3 号に掲げる者のほか、これらの者と同等以上の学識及び経験を有すると知事が認めた者
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類等
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 卒業証明書等
(ア) 4 の (1) に該当する者にあつては、最終学校の卒業（卒業見込み）証明書
(イ) 4 の (2) 又は 4 の (3) に該当する者で検定に合格した者以外の者にあつては、最終学校卒業証明書
(ウ) 4 の (3) の検定に合格した者にあつては、検定合格証明書
(エ) 4 の (4) に該当する者にあつては、知事が発行する受験資格認定書
(オ) 4 の (2) に該当する者にあつては、4 の (2) のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 2 年以上であることを証明する職歴証明書
(カ) 4 の (3) に該当する者にあつては、4 の (2) のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 6 年以上であることを証明する職歴証明書
エ 写真（最近 6 が月以内に撮影した正面、上半身、無帽のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものとし、大きさは縦 4cm × 横 3cm とする。）
 - (2) 受験資格の認定
4 の (4) に規定する受験資格の認定を受けようとする者は、受験資格認定申請書に履歴書及び最終学校卒業証明書を添付して、知事に申請するものとする。
 - (3) 試験手数料
試験を受けようとする者は、受験申請の際、試験手数料として熊本県収入証紙 2,700 円分を受験願書に貼って納入するものとする。
なお、収入証紙に消印をしないこと。
 - (4) 提出書類等の受付期間及び提出先